



証券取引等監視委員会

Securities and Exchange Surveillance Commission



"for investors, with investors"

2024(令和6)年2月発行

証券取引等監視委員会

目次

委員長からのメッセージ	p.2
委員長及び委員の紹介	p.3
I 組織・目的	p.4
II 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期:2023年~2025年)	p.7
III 証券取引等監視委員会の活動	
-1 市場分析審査	p.8
-2 証券モニタリング	p.9
-3 不公正取引の調査	
① 取引調査	p.11
② 国際取引等調査	p.12
-4 開示検査	p.13
-5 犯則調査	p.15
IV 参考事例・計表	p.16
V 証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内	p.30

委員長からのメッセージ

証券取引等監視委員会(以下、証券監視委)は、資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現を使命として活動を続けており、一昨年12月に、第11期が発足いたしました。

証券監視委では、重大・悪質な事案に対する告発や法令違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告等の実績を積み重ねるとともに、調査・検査を通じた市場監視を強化することを通じ、こうした使命を果たすべく取組みを進めています。

近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。昨年12月には資産運用立国実現プランが策定され、本年1月からは新しいNISA制度がスタートしました。加えて、足下、世界的な物価上昇や、地政学リスクの高まり、人口減少・少子高齢化等の環境変化が生じています。

証券監視委としては、こうした市場を取り巻く環境変化を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等にも的確に対処していくため、市場監視の専門機関と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を発揮していくことが重要であると考えております。

第11期では、「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「効果的・効率的な調査・検査」「市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現を目指し、資本市場の健全な発展に貢献してまいります。

これまで蓄積してきた市場監視に関する技法・経験や国内外の関係機関との連携等の取組みを踏まえ、証券監視委内のコミュニケーションの充実を図り、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持ち、市場監視業務に取り組むことで、皆様方の信頼に応えてまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024(令和6)年2月

証券取引等監視委員会委員長 中原 亮一



委員長及び委員の紹介



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、
(独)国民生活センター理事を経て、
令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

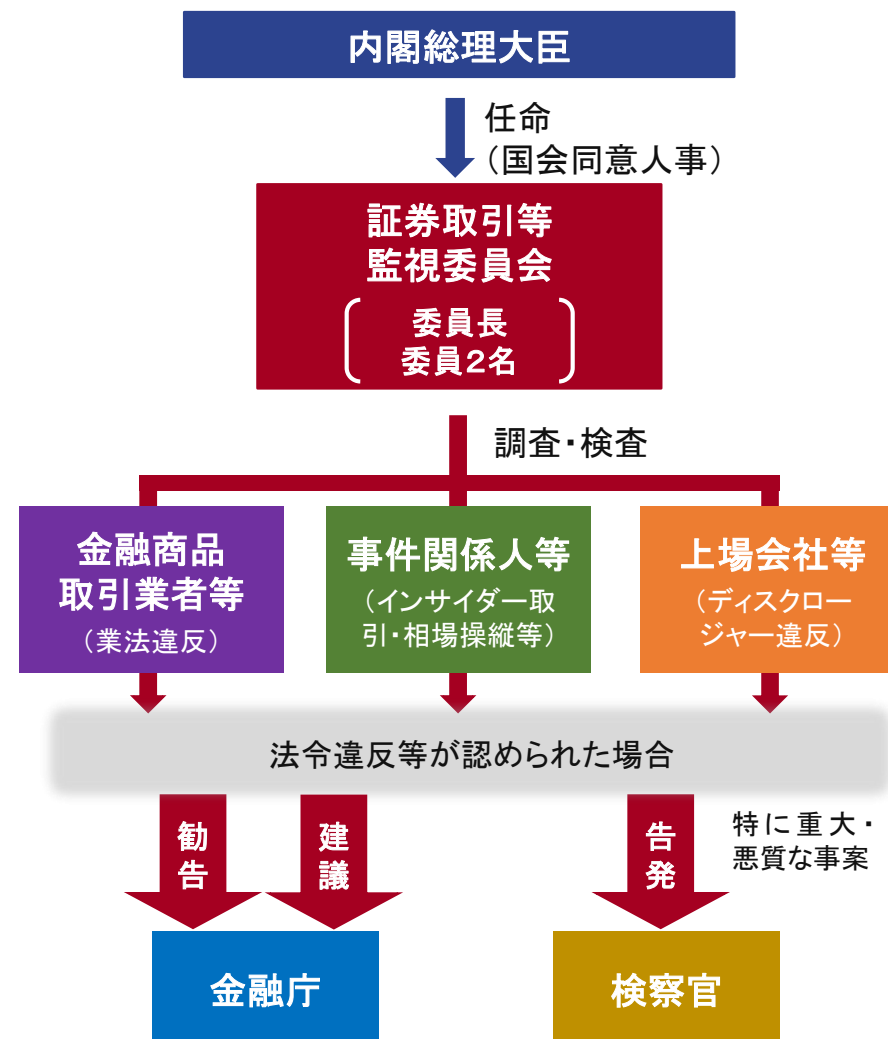
広島高等検察庁検事長、福岡高等
検察庁検事長を経て、令和4年12
月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大
学大学院会計プロフェッション研究科
教授を経て、令和4年12月より現職。

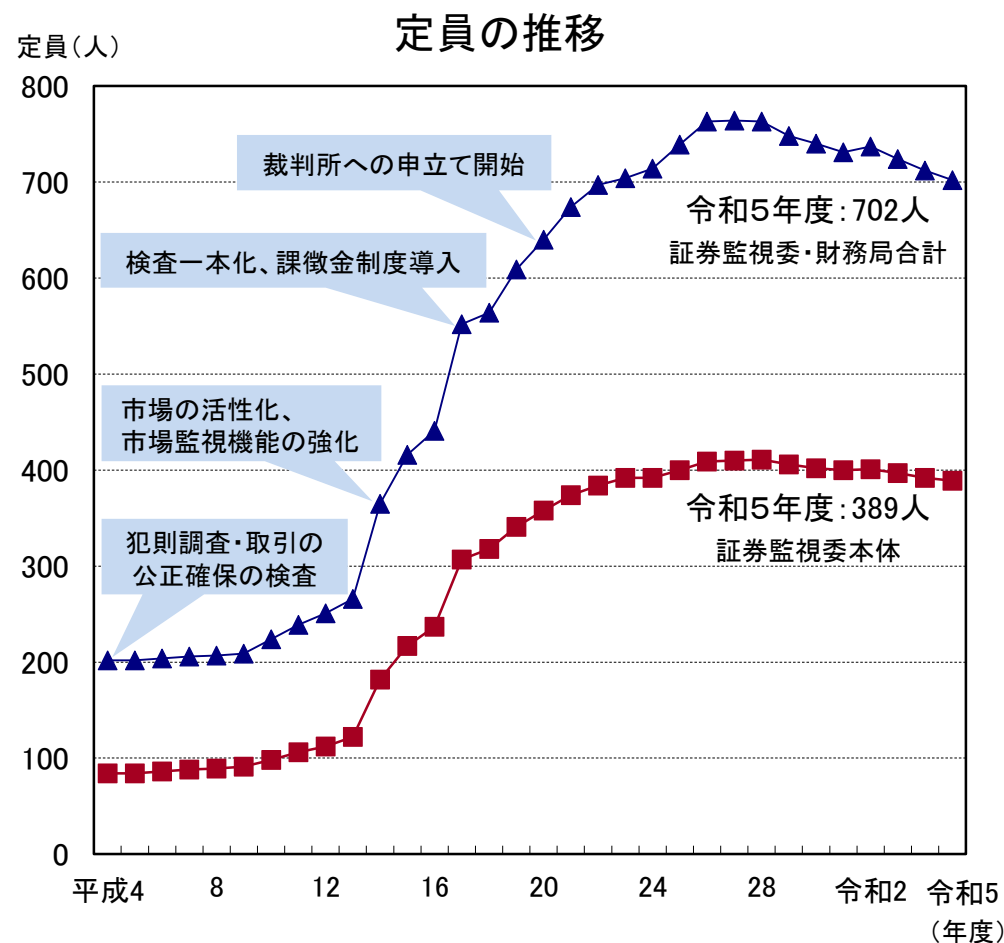
I 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引(内部者取引)・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



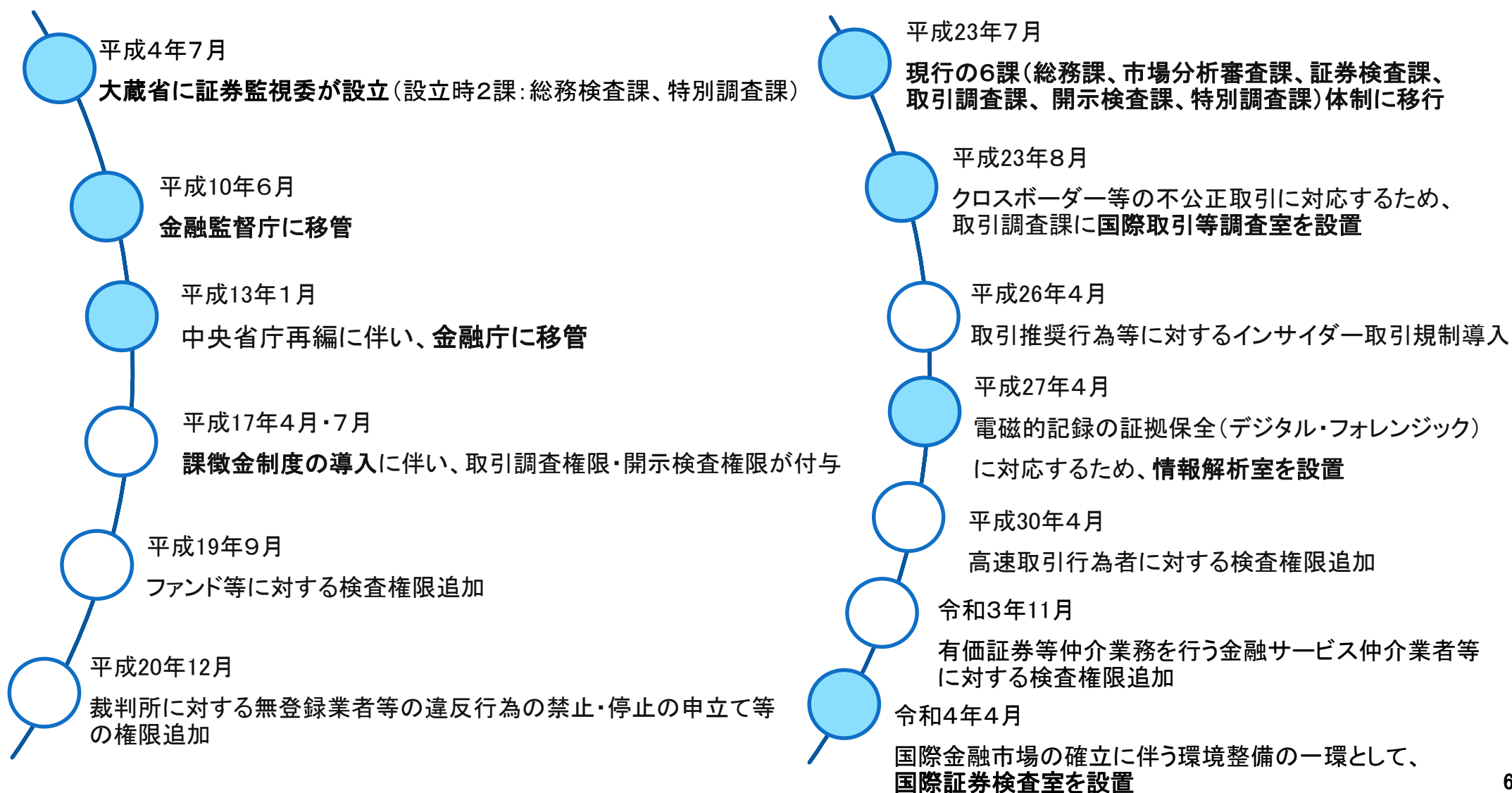
(参考) 証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は702名(令和5年度定員。うち、証券監視委は389名)



(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化



Ⅱ 証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

—1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
- インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- 自主規制機関*の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- 自主規制機関*の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用



* 自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

ー2 証券モニタリング

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,400者^{*}に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和5年11月末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表

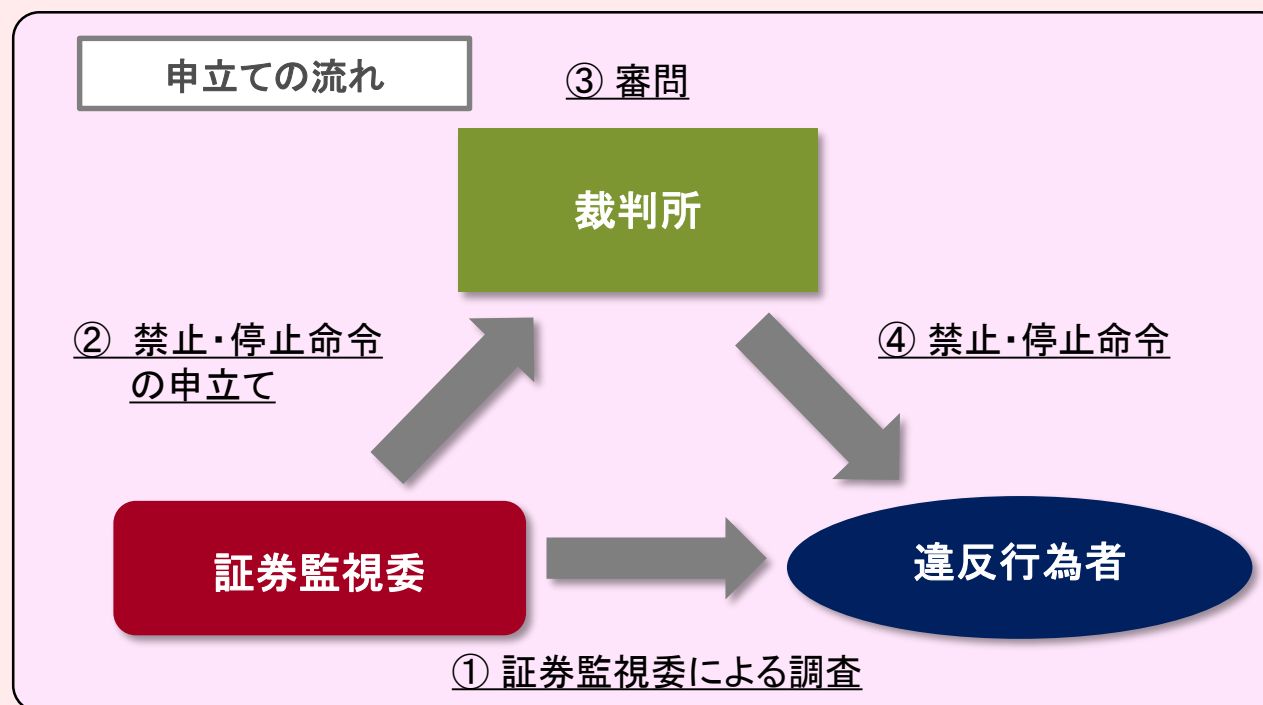


検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

－3 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

－3 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU[※])に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R5.12現在で129の当局が署名)

Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

—4 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場会社等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を奨励



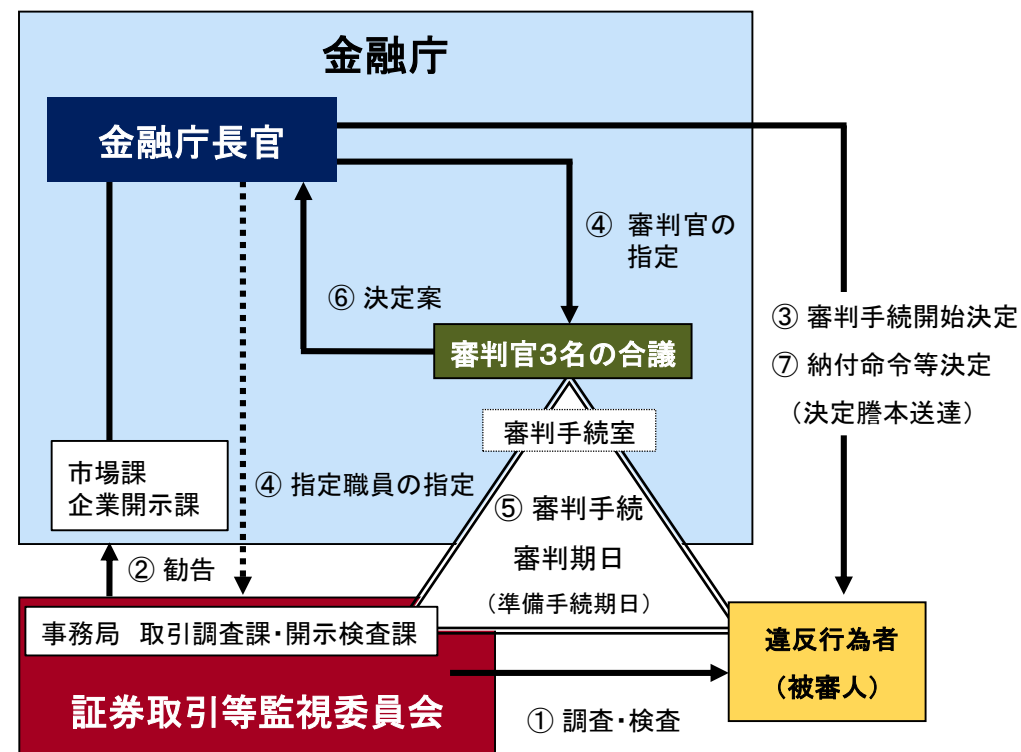
再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を奨励
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

(参考) 課徴金制度

- ◆ 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置
- ◆ 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等
- ◆ 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告*

<課徴金制度概念図>



※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動

—5 犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

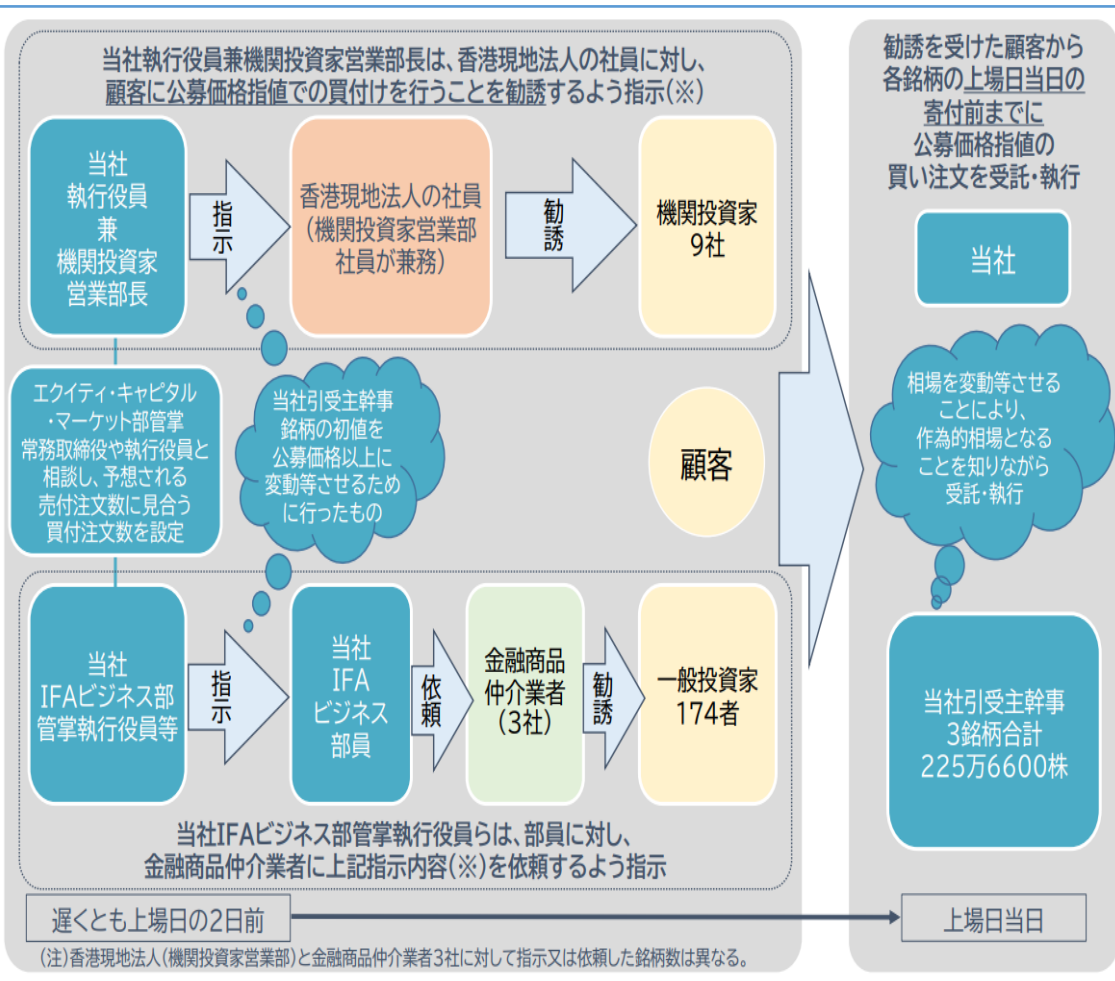
IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ①

行政処分勧告（証券検査）

株式会社SBI証券に対する検査結果に基づく勧告

勧告日：令和5年12月15日



概要

株式会社SBI証券(第一種金融商品取引業者)の執行役員らは、令和2年12月から同3年9月までの間において、当社が引受主幹事会社を務めた3銘柄の新規上場株式について、当該株式の初値を公募価格以上に変動等させるために、上場日当日の寄付前までに出て来ると予想される売付注文数に見合う買付注文数を目標として設定するなどした上で、当社社員等に対し、顧客に公募価格指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘するよう指示等を行った。これを受け、当社社員は、当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者に対して上記指示の内容を依頼し、上記指示等を受けた社員及び金融商品仲介業者は、顧客に公募価格指値で当該株式の買付を行うことを勧誘した。

これにより、当社は、顧客(機関投資家9社及び一般投資家174者)から、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、各銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買付注文(3銘柄合計225万6600株)を受託・執行した。

IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ②

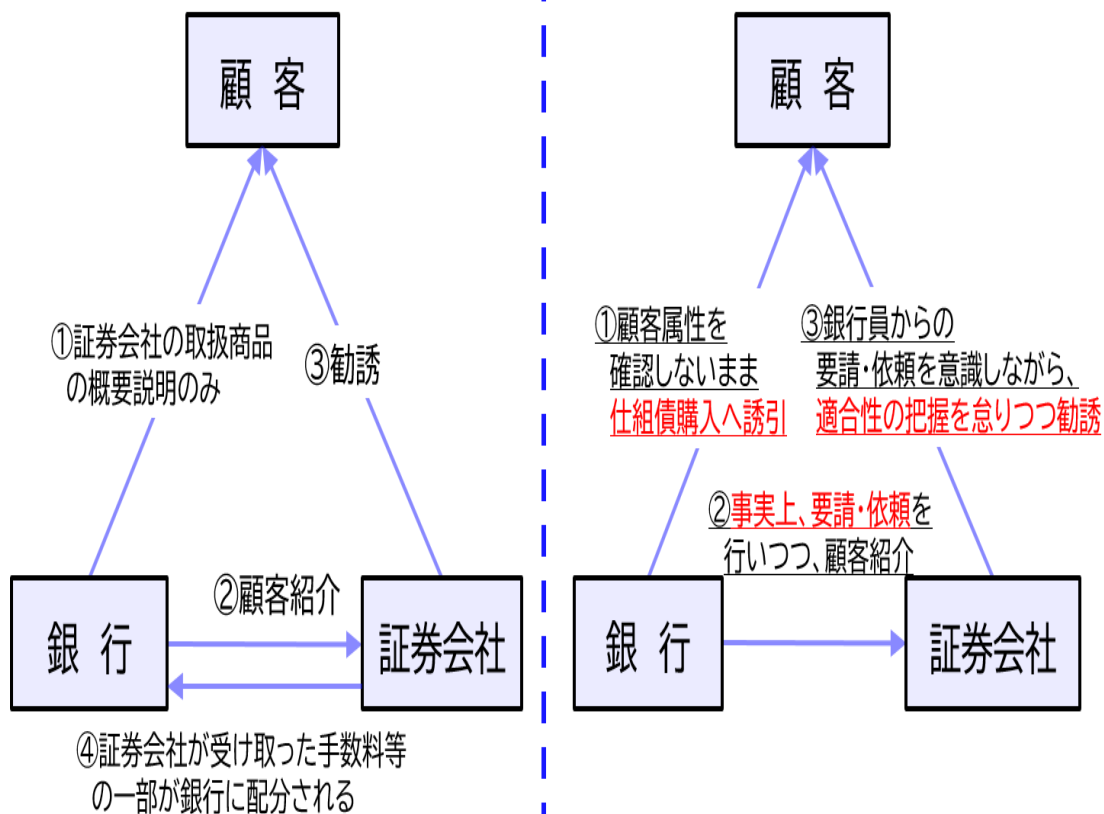
行政処分勧告（証券検査）

- ① ちばぎん証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告
 ② 株式会社千葉銀行及び株式会社武蔵野銀行に対する検査結果に基づく勧告

勧告日：令和5年6月9日

【本来想定されていたビジネススキーム】

【検査で把握された不適切な誘引・勧誘】



概要①

ちばぎん証券株式会社(第一種金融商品取引業者)

当社は、顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、長期的・継続的に複雑な仕組債を勧誘した。また、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行わなかった。

当社は、自主規制機関からの注意喚起を受け、社長も参加する苦情対策のための会議体を設置したものの、適合性遵守のための態勢整備が行われなかった。

概要②

株式会社千葉銀行、株式会社武蔵野銀行(登録金融機関)

両行は、ちばぎん証券株式会社(以下「ちばぎん証券」という。)と金融商品仲介業務に係る提携契約を締結し、ちばぎん証券に顧客を紹介する業務を行っていた。両行はちばぎん証券の取り扱う商品概要の説明を行うこととしていたが、本来想定されていた商品概要の説明を超えて、顧客属性を確認しないまま、高金利等の優位性を強調して、顧客を仕組債購入に誘引していた。なお、これは、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営にもつながっている。

また、紹介顧客に関する苦情がちばぎん証券に多数寄せられていることを把握しながら、発生原因分析や改善策の立案を行わないなど、苦情処理に関する内部管理態勢が不十分であったほか、経営陣のガバナンスが十分に発揮されていなかったことから、紹介型仲介に関する業務運営態勢の構築が不十分であった。

IV 参考事例・計表

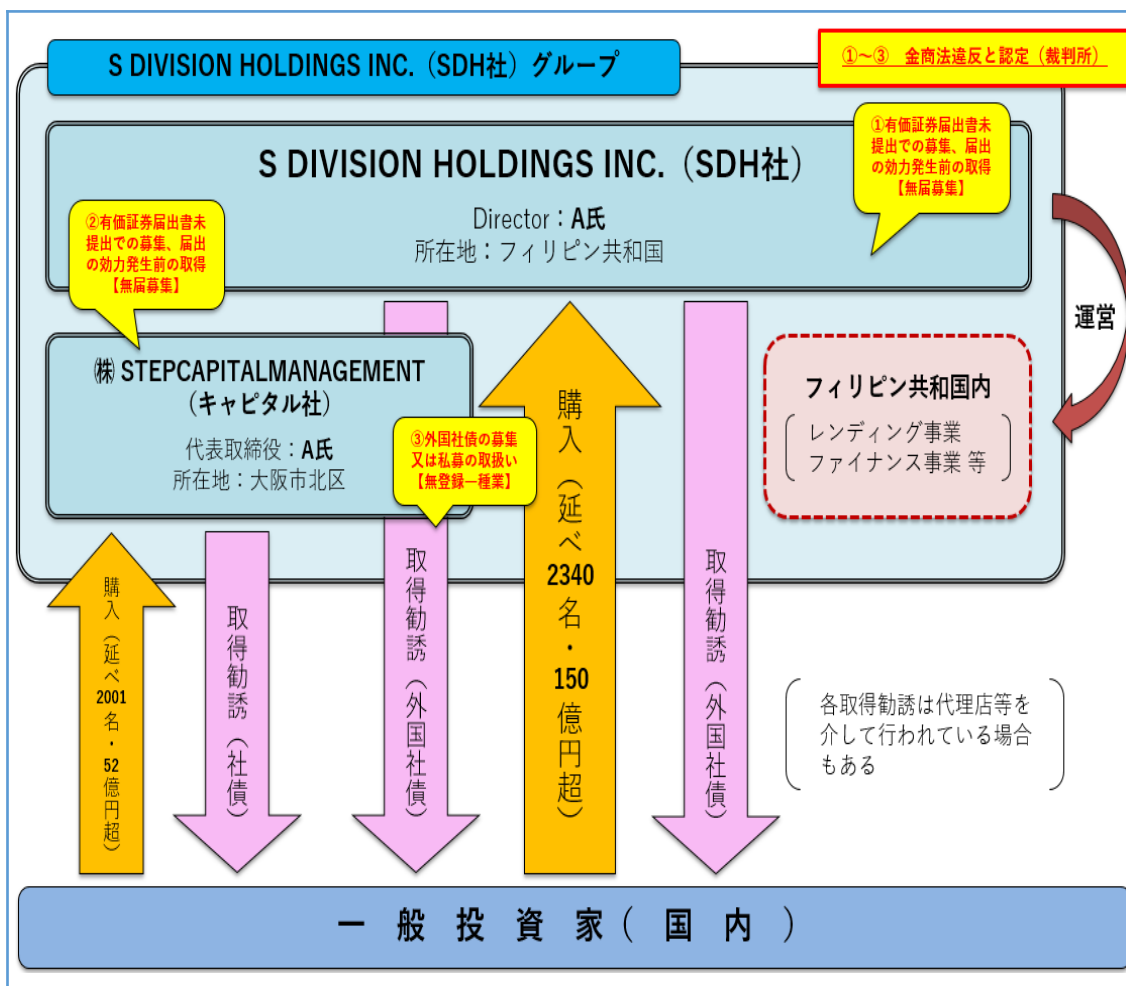
1. 最近の主な取組み事例 ③

裁判所への禁止命令等の申立て

S DIVISION HOLDINGS INC.及び株式会社STEPCAPITALMANAGEMENT並びにその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令

申立日：令和5年6月28日

発令日：令和5年11月2日



概要

S DIVISION HOLDINGS INC.（以下「SDH社」という。）及び株式会社STEP CAPITAL MANAGEMENT（以下「キャピタル社」という。）並びにSDH社の会長で、キャピタル社の代表者であるA氏は、外国社債又は社債の無届募集を行っていたほか、キャピタル社及びA氏は、金融商品取引法上の所定の登録を受けずに、外国社債の募集等の取扱いを業として行っていたため、証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、金融商品取引法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。

特徴

- SDH社及びA氏は、少なくとも延べ2340名の一般投資家に対し、150億円を超える外国社債を購入させているところ、上記行為のうち少なくとも約56億円は、有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行っていた。
- キャピタル社及びA氏は、少なくとも延べ2001名の一般投資家に対し、52億円を超える社債を購入させているところ、上記行為のうち少なくとも約4.6億円は、有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行っていた。
- キャピタル社及びA氏は、SDH社が発行する外国社債につき、多数の一般投資家を相手方として、反復継続して、対面等の方法により、当該商品はリスクが少なく、メリットが大きいといった説明をするなどして、取得勧誘を行っており、金融商品取引法上の所定の登録を受けずに、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

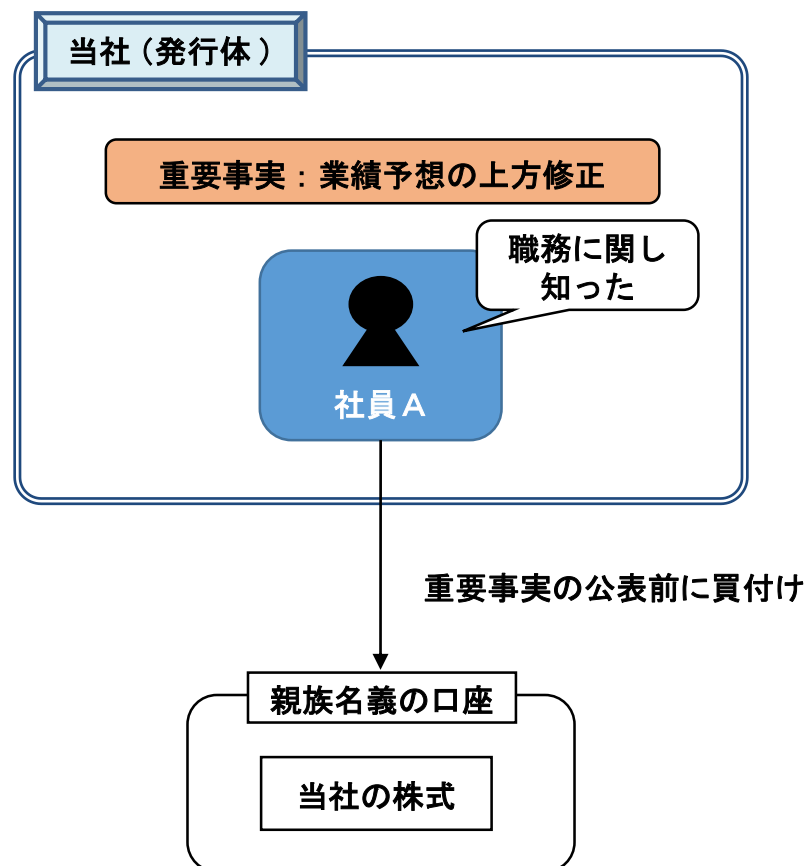
IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ④

課徴金納付命令勧告（国内における不公正取引）

セルソース株式会社社員による内部者取引

勧告日：令和5年6月30日



概要

当社の営業部門に勤務していたAは、当社の会議に出席した際に、当社の業績予想(経常利益)を上方修正する必要が生じた事実を知った。Aは、この事実が公表されれば当社の株価は上昇するので公表前に当社の株式を買い付けたいと考え、規制当局に内部者取引が発覚しないように親族名義口座を利用して、当社の株式を買い付けた。

特徴

規範意識を強く持って行動すべき上場会社の社員が、職務上知り得た勤務先の重要事実を知り、規制当局に内部者取引が発覚するのを恐れて、親族名義口座を利用して内部者取引を行った事例。

IV 参考事例・計表

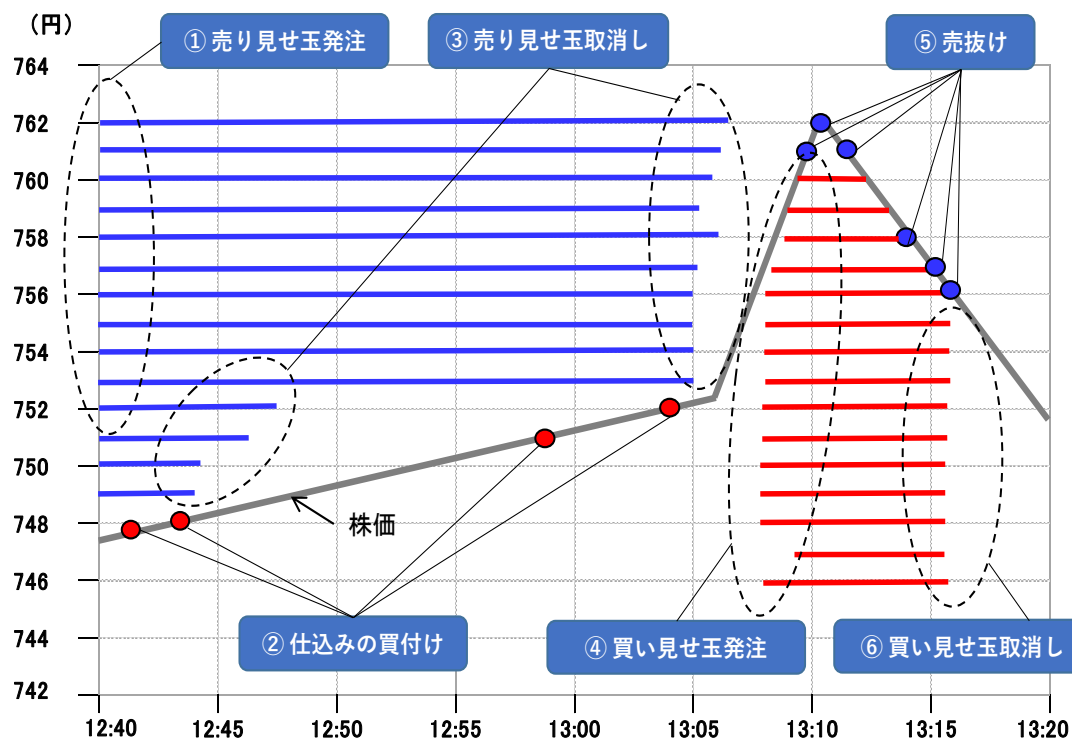
1. 最近の主な取組み事例 ⑤

課徴金納付命令勧告（国内における不公正取引）

ファルテック株式ほか1銘柄に係る相場操縦

勧告日：令和5年9月22日

違反行為の例（ファルテック）



(※) 違反行為事実から一部抜粋のうえ簡略化

概要

個人投資家Aは、株式会社ファルテック及びGMB株式会社の株式について、自己名義（5口座）及び親族名義（1口座）を利用し、インターネット注文による取引で、これらの株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思がない多数の売り注文や買い注文を発注する方法により、相場操縦を行った。

【主な取引手法】

- ア 売り優勢の板状況を作成して買付け
- ① 売り見せ玉発注
（最良売り気配付近に売り注文を重層的に発注）
 - ② 仕込みの買付け
- イ 買い優勢の板状況を作成して売付け
- ③ 売り見せ玉取消し
 - ④ 買い見せ玉発注
（最良買い気配付近に買い注文を重層的に発注）
 - ⑤ 売抜け
- ウ 取消し
- ⑥ 買い見せ玉取消し

特徴

日本取引所自主規制法人から提供された情報等を参考として実態解明を行うなど、各機関との連携により勧告に至った事例。

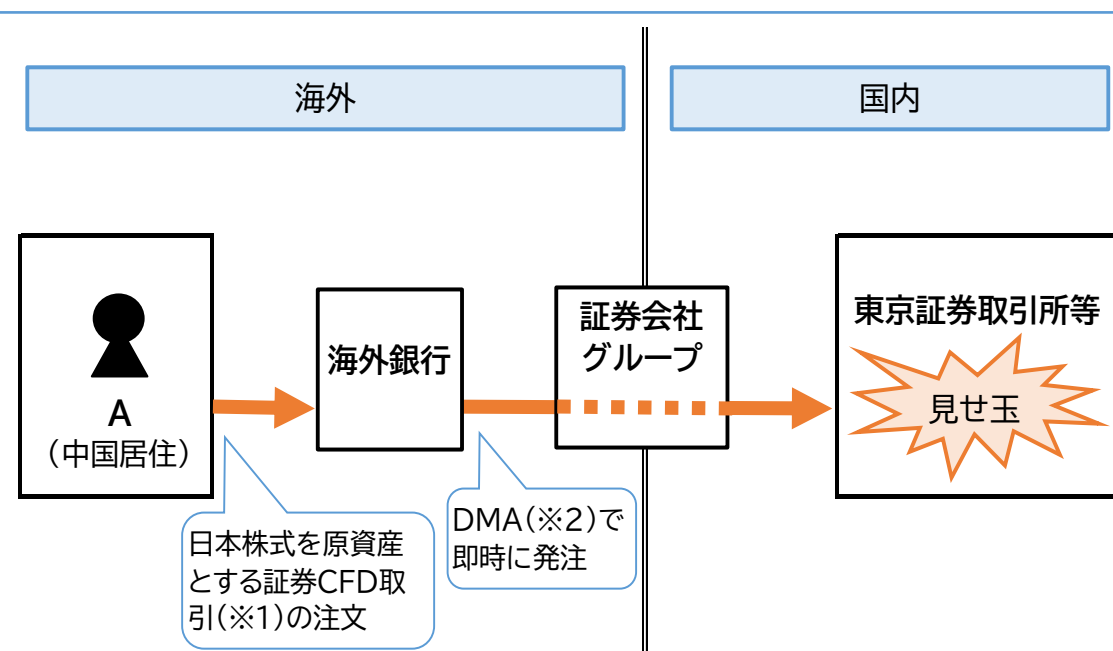
IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑥

課徴金納付命令勧告（クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引）

海外に居住する個人による大太平洋金属株式会社株式ほか1銘柄に係る相場操縦

勧告日：令和5年12月8日



※1 Contract For Differenceの略。証拠金を預託し、株式等の有価証券を原資産として、取引開始時と終了時の価格差により決済を行う取引で、金融商品取引法上は店頭デリバティブ取引に分類される。

※2 Direct Market Accessの略。証券会社のシステムを介して売買注文を取引所等に直接注文を出す形態。

概要

中国居住のAは、海外銀行との間で行っていた日本株式を原資産とする証券CFD取引を介して、東京証券取引所が開設する金融商品市場に上場されていた大太平洋金属株式会社及びノーリツ鋼機株式会社の各株式について、見せ玉を用いた相場操縦行為を行った。

特徴

- 本件証券CFD取引は、その注文と同内容の株式の売買注文が、即時に取引所等に発注されるものであったため、Aは、本件証券CFD取引を行うことにより、現物の株式取引を行う場合と同様に、注文の発注及び取消しを市場に指図することが可能だった。
- 本件は、カナダブリティッシュコロンビア州、ケイマン諸島、中国、デンマーク、香港、ハンガリー、カナダオンタリオ州、英国の各金融規制当局から支援を受けている。
- 本件は、日本取引所自主規制法人から提供された情報等も参考として、実態解明を行ったものである。

IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取り組み事例 ⑦

課徴金納付命令勧告(開示検査)

株式会社ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載
株式会社ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為

勧告日: 令和4年12月9日

勧告日: 令和5年8月4日

【主な違反行為事実の概要】

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

事業等のリスク

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

第5 経理の状況

不記載の内容

- 重要事象等※が存在するにもかかわらず、「事業等のリスク」において、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

企業内容等の開示に関する内閣府令(抜粋)
第二号様式
(31) 事業等のリスク
b 重要事象等が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。・・・

※将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等

概要

<有価証券報告書等の虚偽記載>

- 当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理等により、重要な事項につき虚偽の記載があり、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。
- 当社による主な不適正な会計処理等は、以下の通り。
 - ・ 売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行った。また、重要事象等が存在するにもかかわらず、有価証券報告書等にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった(左記図参照)。

<虚偽開示書類に係る特定関与行為>

- 上記事案に関連し、課徴金納付命令対象者(個人)は、当社が不適正な会計処理を行うことを知りながら、それを仮装する行為(特定関与行為)を行った。

特徴や背景・原因等

<有価証券報告書等の虚偽記載>

【特徴】

- 非財務情報である重要事象等の不記載に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案である。

【背景・原因】

- 元会長の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと

<虚偽開示書類に係る特定関与行為>

【特徴】

- 特定関与行為を行った者に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案である。

IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑧

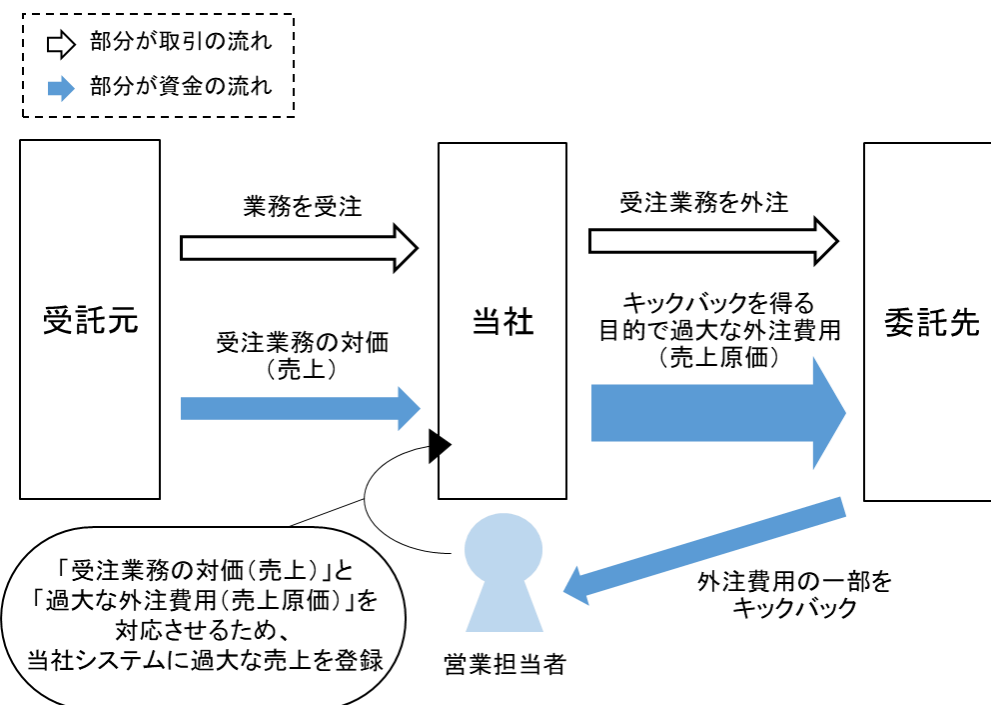
課徴金納付命令勧告(開示検査)

株式会社アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載

勧告日: 令和4年11月1日

勧告日: 令和5年12月15日

【主な違反行為事実の概要】



概要

- 当社は、当社及び当社の子会社が行った売上の過大計上等の不適正な会計処理により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、2度の課徴金納付命令勧告を受けた。
- 当社及び当社の子会社による主な不適正な会計処理は、以下の通り。

<令和4年11月1日勧告事案>

当社の子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、実際には受注がなかった案件において、売上の架空計上を行った。

<令和5年12月15日勧告事案(左記図参照)>

当社は、当社の営業担当者が、受託元から受注した業務を外部業者に委託する際、当該委託先からキックバックを得る目的で、過大な外注費用を支払うことにより、売上原価の過大計上を行った。また、不正行為が露見しないよう、当社システム上で、受注業務の対価を過大に登録することで、売上の過大計上を行った。

特徴や背景・原因

【特徴】

- 当社は、不正事案に起因して課徴金納付命令勧告を受け、再発防止に向けた取組みを行っていたが、その取組みが十分ではなかったことから、別の不正事案により、2度目の課徴金納付命令勧告を受けている。

【背景・原因】

- 不正を可能ないし容易にする内部統制の問題が存在していたこと
- コンプライアンス意識が不足していたこと

IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑨

告発

株式会社プロルート丸光株券に係る風説の流布及び偽計事件の告発	告発日：令和5年11月20日
<p>犯則嫌疑者(筆頭株主法人の代表者ら)は、共謀の上、発行者の株価の上昇を図る目的をもって、発行者役職員をして、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた[発行者に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発も実施]。</p>	
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発	告発日：令和5年6月6日
<p>犯則嫌疑者(発行会社の元代表取締役副社長兼最高執行責任者)は、同社の連結業績予想値の下方修正の事実を職務に関し知り、あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、その事実の公表前に、2名に対し、同社の株券の売付けを勧めた。</p>	
総合メディカルホールディングス株式会社株券及び株式会社スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和5年3月3日
<p>犯則嫌疑者(プライベート・エクイティ(PE)ファンドの運営会社に勤務していた元従業員)は、上場会社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関して知り、同事実の公表前に同社株券を買付けた。</p>	
株式会社Aiming株券及び株式会社エイチーム株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和4年12月6日ほか
<p>犯則嫌疑者は、上場会社が他社と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどの投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を、その職務に関して知り、同重要事実等の公表前に同社株券を買付けた。</p>	
SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件の告発	告発日：令和4年3月23日ほか
<p>犯則嫌疑者らは、犯則嫌疑法人(金商業者)が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った[犯則嫌疑法人に対する行政処分勧告も実施]。</p>	

IV 参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑩

建議

「合同会社」による社員権の取得勧誘について

令和4年6月21日
金融庁長官等への建議

近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員（使用人）を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられている。こうした状況に鑑み、投資者保護を徹底する観点から、合同会社の業務執行社員以外の者（従業員や使用人）による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずる必要があるとの建議を実施。

参考

金融庁は、合同会社等の使用人（従業員）による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した（令和4年9月12日公布、同年10月3日施行）。

犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について

平成31年2月26日
金融庁長官等への建議

近年増加を続ける、コンピュータを利用した犯罪行為に適切に対処するため、犯則調査において、電磁的記録等の証拠収集・分析を行うため、電磁的記録に係る差押えの規定について、金商法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要があるとの建議を実施。

参考

金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする金商法の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」案を国会に提出（平成31年3月15日）、成立（令和元年5月31日）。

IV 参考事例・計表

2. 証券取引等監視委員会の活動実績 ①

取引審査実施件数(※1)

単位:件数

区分	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5 (※2)
合計		1,061	965	969	1,065	868
価格形成		78	60	43	29	21
インサイダー取引		976	900	922	1,024	839
その他(偽計等)		7	5	4	12	8
(参考)実施主体別						
証券監視委		453	429	377	448	342
財務局等		608	536	592	617	526

情報の受付状況

単位:件数

区分	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5 (※2)
受付件数		5,798	6,300	6,324	6,713	5,771
受付件数別						
インターネット		4,114	4,529	4,630	5,127	4,400
電話		1,295	1,328	1,279	1,087	1,008
文書		275	385	386	392	347
来訪		10	11	12	11	5
財務局等から回付		104	47	17	96	11
内容別						
個別銘柄		4,095	4,703	4,927	5,061	4,347
発行体		233	270	261	250	224
金融商品取引業者の営業姿勢等		497	408	358	563	435
その他(意見・要望)		973	919	778	839	765

(※1) 証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した件数

(※2) 令和5年度については、令和5年4月1日～令和5年12月31日までの件数

IV 参考事例・計表

2. 証券取引等監視委員会の活動実績 ②

勧告・告発等件数

区分	年度	平成4～30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5 (※1)	合計
	勧告		1,082	49	29	20	26	23
証券検査結果等に基づく勧告(※2)		570	14	5	2	5	8	604
課徴金納付命令勧告(※3)		508	35	24	17	21	15	620
開示書類の虚偽記載等		111	6	10	5	7	6	145
相場操縦		80	5	6	6	6	2	105
インサイダー取引		312	24	8	6	8	7	365
偽計		5	0	0	0	0	0	5
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		4	0	0	1	0	0	5
犯則事件の告発		200	3	2	8	8	3	224
開示書類の虚偽記載等		44	1	0	0	0	1	46
風説の流布・偽計		28	0	0	2	0	1	31
相場操縦		31	0	1	1	1	0	34
インサイダー取引		86	1	1	5	7	1	101
その他		11	1	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		86	2	0	0	1	0	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		22	3	1	1	2	1	30
建 議		26	0	0	0	1	0	27

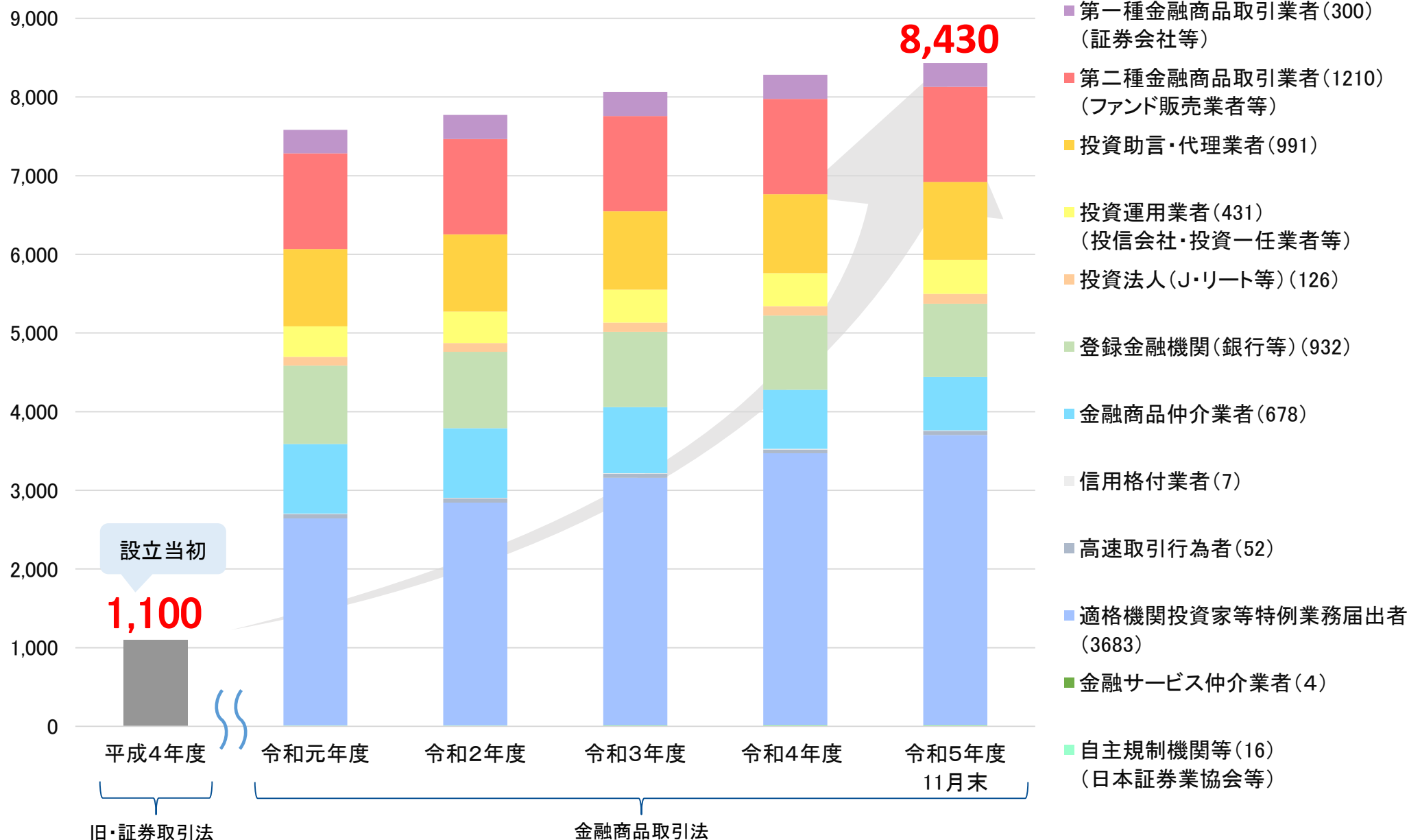
※1 令和5年度については、令和5年4月～令和5年12月までの件数

※2 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※3 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース

IV 参考事例・計表

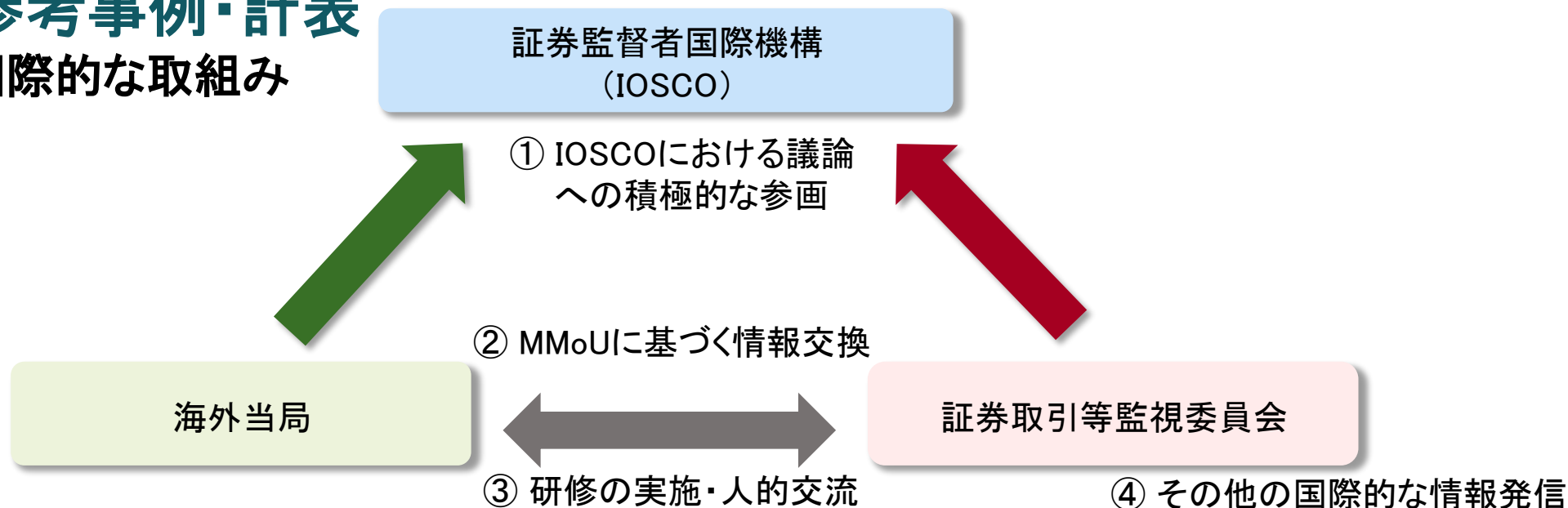
3. 証券検査における対象業者数の推移



旧・証券取引法
※ 平成4年度は事務年度

IV 参考事例・計表

4. 国際的な取組み



① IOSCOにおける議論への積極的な参画

各国の証券規制当局のトップ等が集まるIOSCO年次総会が、2023(令和5)年6月、タイ(バンコク)で行われ、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行った。また、証券監視委は、IOSCO代表理事会の下に設置されている第4委員会(法執行及び情報交換)のメンバーとなっており、2023(令和5)年11月に行われた会合では、オンライン詐欺被害防止等についての各国の対応状況や、それらを効果的に抑止する方法について議論を行った。

② MMoUに基づく情報交換

これまでも海外当局との間では、多国間情報交換覚書(MMoU)に基づき情報交換を行ってきており、2022年(令和4)年度には76件の情報を海外当局から受領し、クロスボーダー取引による違反行為について、積極的に調査等を実施した(P.12参照)。また調査等の過程で判明した事項について、必要に応じ、海外当局に対し、MMoUに基づく自発的情報提供も行っている。

③ 研修の実施・人的交流

外部団体等のプログラムに協力する形で、新興市場国の当局職員等に対し、我が国における市場監視や不公正取引の調査等に関する研修講座を継続的に提供してきた。2023(令和5)年は、日本証券業協会主催のアジア証券人フォーラム(ASF)東京ラウンドテーブルにおいて講義を行ったほか、国際協力機構(JICA)のベトナム株式市場の技術協力プロジェクトを支援した。加えて海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析等のため、これまで職員を継続的に派遣しており、当局間の連携強化や、グローバルな市場監視へ貢献している。

④ その他の国際的な情報発信

我が国の市場の公平性・透明性・投資者保護に資する基盤となる証券監視委の活動について、海外の当局、投資家、金融機関等に向けた情報発信にも取り組んでおり、2023(令和5)年、Nasdaq Surveillance Conference 2023、国際銀行協会(IBA)等において、講演を行った。

V 証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X@SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、裏表紙記載の情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

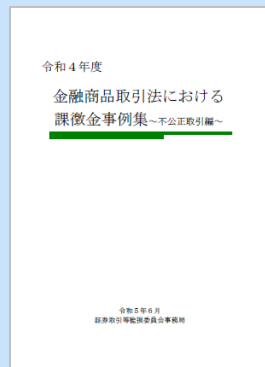
・課徴金事例集(不公正取引編)、開示検査事例集:

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

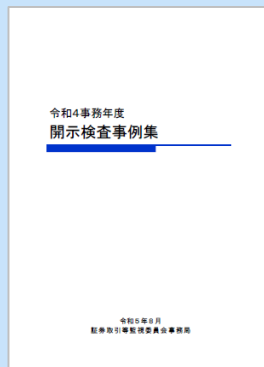


・証券モニタリング概要・事例集:

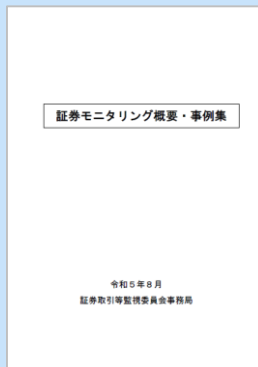
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集(不公正取引編)



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況(年報)

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・市場へのメッセージ:月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>



SESC 情報提供

検索

<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話：0570-00-3581（一部のIP電話等からは03-3581-9909）におかけください。

FAX【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699（「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。）

- ◆ 証券監視委では、「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報を幅広く受け付けています。

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

- ◆ このような情報をお持ちの方は、是非、インターネット（証券監視委ウェブサイト）、電話及び郵送などの方法により、情報をお寄せください。

※ ご質問、ご相談につきましては対応しかねますので、ご了承ください。

※ 提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。（匿名での情報提供も可能です）

<郵送による情報提供先>

〒100-8922

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎第7号館（霞ヶ関コモンゲート西館）

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for Investors, with Investors"